

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法
根拠条項	第3条第2項
処分の概要	運河横断施設に関する変更命令等
法令の定め	「国、公共団体又ハ行政庁ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ運河ニ接続若ハ接近シ又ハ之ヲ横断シテ河川、溝渠、道路、橋梁、鉄道、軌道其ノ他公共ノ用ニ供スルモノヲ造設スルモ免許ヲ受ケタル者ハ運河ノ効用ニ妨ナキ限り之ヲ拒ムコトヲ得ス」 「前項ノ場合ニ於テ国土交通大臣又ハ都道府県知事ハ公益上必要ト認ムルトキハ免許ヲ受ケタル者ニ命シ接続、横断ノ場所ニ於ケル設備ヲ共用ニ供セシメ又ハ之ヲ変更セシムルコトヲ得」
処分基準	未設定（過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課（電話番号：23-841）
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ（電話番号：23-841）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法
根拠条項	第5条
処分の概要	違法工事の停止、除去命令等
法令の定め	「工事カ其ノ設計又ハ免許、許可若ハ認可ノ条件ニ違反スルトキハ都道府県知事ハ其ノ改築、除去又ハ停止ヲ命スルコトヲ得」
処分基準	未設定（過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課（電話番号：23-841）
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ（電話番号：23-841）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法
根拠条項	第7条第2項
処分の概要	運河使用規程の変更命令
法令の定め	「都道府県知事ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前項ノ規程（運河使用ニ関スル規程）ノ変更ヲ命スルコトヲ得」
処分基準	未設定（過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課（電話番号：23-841）
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ（電話番号：23-841）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法
根拠条項	第9条
処分の概要	運河の維持修繕命令等
法令の定め	「国土交通大臣又ハ都道府県知事ハ免許ヲ受ケタル者ニ対シ運河及附属物件ノ維持修繕ヲ命シ其ノ他公益上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得」
処分基準	未設定（過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課（電話番号：23-841）
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ（電話番号：23-841）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法
根拠条項	第18条
処分の概要	免許失効時における原状回復命令
法令の定め	「工事竣功前免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ免許ヲ受ケタル者ニ対シ原状ノ回復其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得」
処分基準	未設定（過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課（電話番号：23-841）
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ（電話番号：23-841）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	港湾法
根拠条項	第56条第3項
処分の概要	占用料・土砂採取料の徴収、占用料・土砂採取料の過怠金の徴収
法令の定め	港湾区域の定めのない港湾（都道府県知事が公告した水域）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、土砂採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。また都道府県知事は占用料、土砂採取料等を徴収することができる。（港湾法56条第3項に係る準用規定、港湾法第37条第2項から第6項）
処分基準	未設定（過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課（電話番号：23-841）
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ（電話番号：23-841）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	港湾法
根拠条項	第56条の3第2項
処分の概要	水域施設等の建設禁止、制限等
法令の定め	「都道府県知事は前項の規定による届出（水域施設等を建設し、又は改良しようとする場合の届出）があった場合において、当該届出に係る水域施設等が技術基準（国土交通省で定める技術上の基準）に適合しないものであると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、当該水域施設等の建設若しくは改良を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命じることができる。」
処分基準	未設定（過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課（電話番号：23-841）
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ（電話番号：23-841）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月27日作成)

法令名	港湾法
根拠条項	第56条の4第1項
処分の概要	工事の中止命令、許可の取消等
法令の定め	都道府県知事は詐欺又は規定に違反し工作物の工事等をおこなった者に対し、工事その他の行為の中止や許可の取消等を行うことができる。(港湾法第56条第1項または同法第56条の2第1項の規定に違反した場合。港湾法第37条第1項の規定による許可に付した条件に違反した場合または不正な手段により許可を受けた場合)
処分基準	未設定(過去に処分実績がなく、将来的に処分の見込みがないため。)
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課 (電話番号: 23-841)
問い合わせ先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ (電話番号: 23-841)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm)